

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	有限会社 ベビーステーション
事業者の所在地	東京都品川区北品川 1-8-11 Daiwa 品川 North ビル 6F
事業者の電話番号・FAX	TEL:03-6712-1612 FAX:03-6712-1614
代表者氏名	代表取締役 志水 光一
定款の目的に定めた事業	・託児所、保育所の経営

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	さんさん森の保育園センター南					
所 在 地	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 53-2					
電 話 番 号 ・ F A X	TEL : 045-941-6130 FAX : 045-511-8685 閉園後の連絡先 : 070-3303-8505					
施 設 長 氏 名	岡田 彰子					
開 設 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日					
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	6 人	8 人	10 人	12 人	12 人	12 人
取 扱 う 保 育 事 業	月極保育					
事 業 所 番 号	1410051024628					

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積		40.186 m ²	
園舎	構造	鉄骨造 平屋建て 延床面積 300.13 m ²	
	延床面積	300.13 m ²	
施設設備の 数と面積	乳児室	1室	25.30 m ²
	ほふく室	1室	33.30 m ²
	保育室	1室	} 109.88 m ²
	遊戯室	室	
	調理室	1室	19.18 m ²
	調乳室	室	2.98 m ²
	幼児用トイレ	2室	29.76 m ²
	医務室	1室	} m ²
	事務室	1室	
	更衣室	1室	5.520 m ²
玄関・廊下		59.22 m ²	
設備の種類	床暖房、冷暖房等、砂場、温水設備		
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場	316.94 m ²	（代替場所都筑中央公園）

園舎平面図 ※別添可

4 施設の目的、運営方針

目 的	認可保育所の運営
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用されるお子様、保護者、携わる職員、すべての人に公平で民主的であるように心がけます。 ・行政各局と連絡を密にして運営を行っていきます。 ・常に良い保育をめざし、そのためにもスタッフの研修や保育力強化のための取り組みを考えます。 ・地域に開かれた保育所、地域に根付いた子育ての中心でいられるように積極的に地域と交流することを考えます。 ・利用者、職員、一人ひとりの利益と幸せを守る努力をします。

5 職員体制

施 設 長	1 人 (資格：保育士・幼稚園教諭)
保 育 士	13 人 (常勤： 11 人、非常勤 2 人)
調理員 (栄養士除く)	人 (常勤： 人、非常勤 人)
看 護 師	1 人 (常勤： 1 人、非常勤 人)
栄 養 士	2 人 (常勤： 2 人、非常勤 人)
事 務 員	人 (常勤： 人、非常勤 人)
その他(保育補助)	1 人 (常勤： 人、非常勤 1 人)

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
休 所 日	日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 00 分から午後 20 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 00 分から午後 18 時 30 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後18時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後18時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時30分まで 夕：平日 午後18時30分から午後20時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後16時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後16時30分まで
延長保育時間	基本なし

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償
延長保育料	1回30分 200円 30分あたりの上限：10回以内利用 850円/月 11回以上利用 1,700円/月 閉園時間後の延長料金：100円/分
食材料費	3歳児 月額 5,500円（主食費1,000円、副食費¥4,500円） 4.5歳児 月額 5,700円（主食費1,200円、副食費¥4,500円） 夕食提供 1回 550円 上限：10回以内利用 3,750円/月 11回以上利用 7,500円/月
特別保育に関する料金	その都度（幼児クラス：昨年度実績¥220×2回）
その他別表に定める料金	カラー帽子代 780円
	ICカード（紛失時のみ） 385円
	教材費（年齢で内容が違います） 年額 238円～5,612円 *別紙に詳細を記載

9 支払方法

現金振り込み（振込期限：前月末日。振込先：当園指定の口座） 写真は業者に委託

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用開始について	<p>区市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ保育・教育の実施について委託を受けた時は、ご利用になれます。</p> <p>当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用園児の支給認定保護者とその内容を確認させていただきますので、ご協力をお願い致します。</p>
保育・教育の提供終了について	<p>次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき ・区市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき ・その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき
登降園について	<p>登降園については、原則として支給認定保護者に付添っていただきます。</p> <p>支給認定保護者の付添いができないと保護者から事前連絡があった場合は、他の方（18歳以上）が付添うことも可能ですが、必ず事前に付添う可能性のある方の写真提出を含めた、申請手続きをお願い致します。（連れ去り防止対策含む）</p>
欠席する場合または登所の時間が遅れる場合	<p>当日に欠席の連絡をする場合又は登所が遅れる場合は、すみやかかつ、当日 8:30 までにご連絡願います。</p> <p>9:30 の時点で、連絡がなく未登園の場合は、園から出席確認の連絡をさせていただきます。</p>
お迎えが遅れる場合	<p>お迎えが遅れる場合は、できる限り早めのご連絡をお願い致します。（保育士のシフト調整や夕食準備等が必要なため）。</p> <p>また、お迎えの時間によっては、随時の延長保育扱いとなります。</p>
毎朝の体温等の確認	<p>登所前にご自宅で必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。</p>
感染症について	<p>麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登所停止期間を経過してから登所してください。（要登園許可証）</p>
発熱のある場合について	<p>熱が 37.5 度以上ある場合は、早めに病院を受診し、医師の指示を受けてから登園してください。</p>
与薬について	<p>医療行為に当たるため原則として行いません。</p> <p>ただし重篤な理由に限り、医師の処方を受けた薬を医師の指示に基づき、必要がある場合のみは個別に御相談させていただきます。</p>
随時に延長保育が必要な場合	<p>食事等の準備の関係上、当日 12 時までにご連絡願います。</p>

11 提供する保育・教育の内容

●保育理念	・子どもらしい 常に笑顔の絶えない、のびのびとした保育 ・自主性を育む保育 ・自己肯定感を育む やさしく・あたたかい保育
●保育方針	①「人との関わり合い」を育てる ②「自然の恵みへの感謝」を育てる ③「自分で考える」を育てる
●保育目標	①挨拶とありがとうを心から言える子 ②怪我なく元気で活発に遊ぶ子 ③食べ物を大切にする子

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30 9:15 9:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 おやつ 遊び（室内外）・散歩 ↓	保育短時間（8時間）開始 順次登園 水分補給 遊び（室内外） 設定保育 ↓
10:00 10:50	食事 (年齢によって前後します)	
11:30		食事 (年齢によって前後します)
12:00	お昼寝 (年齢によって前後します)	
12:30 14:30 15:00	目覚め おやつ	お昼寝 (年齢によって前後します) 目覚め おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30 18:30 18:30 19:00 20:00	保育短時間終了 保育標準時間終了 延長保育開始 夕食の提供 閉園	保育短時間終了 保育時間標準終了 延長保育開始 夕食の提供 閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある吾妻山公園、都筑中央公園、などにお散歩に行きます。

<保育計画（年間）>

クラス	保 育 計 画
0歳児	生理的欲求を満たし、生活リズムをつかむ
1歳児	安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える
2歳児	行動範囲が広がり、探索活動が盛んになる
3歳児	保育者や友達と遊ぶ中で、自分のしたいこと、言いたいことを言葉や行動で表現する
4歳児	保育者や友達と一緒に遊びながら、つながりを広げ集団としての行動ができるようになる
5歳児	生活や遊びの中で、一つの目標に向かい、力を合わせて活動し、達成感や充実感を味わう
その他 (年間行事)	運動会、生活発表会、夏祭り、他季節の催し 毎月身体計測、避難訓練

<クラス編成>

年	齢	ク	ラ	ス	名
0	歳	児			さくら組
1	歳	児			くわのみ組
2	歳	児			どんぐり組
3	歳	児			くるみ組
4	歳	児			りんご組
5	歳	児			あすなろ組

12 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(1050kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	(1400kcal) 40%
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・自園調理
- ・自園献立の提供：保護者の方へは、毎月25日ごろに翌月の献立表を配信します
(今月の献立表はコードモンに記載されています)
仕入れ状況に問題がない限り、国産にこだわった食材で提供いたします
- ・食育の取組 伝統の日本料理、行事食
自然の味(素材の味)

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、さんさん森の保育園センター南 アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、除去するなどの対応をとります。
基本的には、軽度・中程度のお子様には除去食を提供、厳格なお子様はお弁当持参となります。

13 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・送迎者の写真
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・布団シーツ、帽子

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん
- ・着替え
- ・おむつ、おしりふき(園で預かり。少なくなったら持参)
- ・汚れ物入れ袋

(2) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎきしやすい服装
- ・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。
など

14 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ICカードの打刻をお願いします。打刻は保護者様が行うようご協力ください。
- ・お子さんの健康状態がいつもと違うときや自宅でのけが、薬を内服している方は必ず職員に伝えていただくかコドモンに記載してください。
- ・欠席・遅刻の場合は、8時30分までに保護者の方が園にご連絡ください。
- ・24時間以内に高熱を出した場合、極力家で安静にすることが望ましいです。
- ・37.5度以上熱がある場合は、早めに病院を受診し、医師の指示を受けてから登園してください
- ・感染症にかかった場合は、治癒証明をご持参ください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ICカードの打刻をお願いします。打刻は保護者様が行うようご協力ください。
- ・30分以上お迎えが遅れる場合は必ずご連絡ください。
- ・小学生など、18歳未満のご兄弟のお迎えは原則としてお断りします。

15 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳
- ・園だより など

16 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2 回
歯科健診	全園児	2 回
視聴覚健診	3 歳児	1 回
尿検査	3 歳以上児	1 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

・体温測定	乳児 1 日 2 回測定、全園児お子様の体調により随時
・発熱時の対応	随時
・「登園届」について	感染症にかかった場合は別紙の登所停止期間を経過してから「登園届」を持参のうえ登所してください
・園での与薬	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし重篤な理由に限り、医師の処方を受けた薬を医師の指示に基づき、必要がある場合のみは個別に御相談させていただきます。

17 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

・園での予防対策	換気、室温・湿度の細やかな管理、手洗い・うがいの励行、玩具・園舎共有箇所のこまめな消毒
・発生した場合の連絡	玄関案内板に掲示・コドモンでの配信

18 障害児保育について

・その都度対応

19 医療的ケアが必要な児童の保育について

・その都度対応

20 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	五良ファミリークリニック
医 院 長 名	五藤 良将
所 在 地	横浜市都筑区 4-3-19 サニーヒルズ荏田
電 話 番 号	045-942-7783

21 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	サウスウッド はせがわ歯科クリニック
医 院 長 名	長谷川 裕司
所 在 地	都筑区茅ヶ崎中央 6-1 サウスウッド 3 F
電 話 番 号	0 4 5 - 5 3 0 - 0 0 1 8

22 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	茅ヶ崎東小学校
広域避難場所	葛が谷公園
その他(水害時)	センター南駅構内

23 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

< 近隣の緊急連絡先 >

警察署	都筑警察署 所在地：都筑区茅ヶ崎中央 32-1 TEL:045-949-0119
消防署	都筑消防署 所在地：都筑区茅ヶ崎中央 34-1 TEL:045-949-0110

24 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	岡田 彰子
消防計画届出年月日	平成 30 年 3 月 28 日
避難訓練	避難、消火訓練を毎月行います
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

25 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育園およびそれに付随する一切の業務
保険金額	1 名につき 2 億円 、 1 事故につき 1 0 億円

26 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年 1 回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5 年に 1 回 公表先：横浜市ホームページ

27 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 菅 啓子（副施設長） 電話番号 045-941-6130	
相談・苦情解決責任者	氏名 岡田 彰子（施設長） 電話番号 045-941-6130	
第三者委員	三浦 朱美	電話番号 090-4424-0546
		役職・肩書等 民生委員
第三者委員	増田 澄子	電話番号 090-5323-1650
		役職・肩書等 民生委員

受付方法 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

28 連携施設

連携施設の種類	小規模保育事業
名称	・保育所 みんなのおうち ・ピノチオ幼児舎 センター南園
所在地	・中川中央1-28-12 フォレストフジ201 ・茅ヶ崎中央2番1
連携協力の概要	卒園後の園児受け入れ

29 地域の育児支援について

<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦さんに保育体験する機会を提供します ・地域の小、中高生にボランティア体験を提供します ・地域子育て支援事業を実施しています
--

30 その他保護者に説明すべき事項

(虐待の防止のための措置)

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

虐待等の行為とは、「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「市運営基準条例」という。）」第 25 条に規定する行為をいう。

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（教育・保育給付認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：さんさん森の保育園センター南

所在地：横浜市都筑区茅ヶ崎中央53-2

説明者職名：施設長 氏名 岡田 彰子

私は、書面に基づいてさんさん森の保育園センター南の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印（署名でも可）

児童から見た続柄：